

## 第2章

中なかいいネ！第3期計画の枠組み

## 1 基本理念 ～ 中区がめざすもの

第1章では、中なかいいネ！第1期・第2期計画の振り返りを行い、各種データを用いて中区の現状を分析するとともに課題を抽出しました。これらをふまえ、ここでは、中区としてどのような社会をめざすのかについて大きく三つに分けた切り口で述べていきます。

一つ目の切り口はいわゆる「2025年問題」です。

「2025年問題」とは一般的に、団塊の世代の多くが後期高齢者となり、認知症高齢者の絶対数が増加し、医療費の増加や病床不足、さらに人口減少と引き続く少子化傾向もあいまって介護や支援を行う人材の不足が懸念される状況を指しています。中区においてもこの懸念は例外とは言えません。

医療と介護の連携の重要性が指摘されて久しくなりますが、中区においては26年度に中区医師会をはじめ関係機関の協力のもと「中区在宅医療相談室」が開所しました。今後病床不足が想定される中、どのように人生の晩年を過ごすかということも大切な課題となります。

また、これまで家庭や企業が担ってきた共助の機能が維持できなくなることも想定されます。中区においては、一世帯当たりの人員が2人を切り、2010年の段階で、すでに単身世帯が50%近くまで達している状況となっています。

自身の健康維持をはじめ、自分の人生は自分で決定する、ということは多くの人が望むところですが、そのためには課題を抱えた人が様々な支援を受けながら自身の力を高めていくことができるよう環境を整えていくことが大切です。

このような自助を前提として、「困ったときはお互いさま」の認識のもと共助＝支えあう関係は成り立ちます。今後の共助の機能は地域が担う部分が大きくなると考えられますが、民生・児童委員をはじめとした委嘱委員の人材不足も一層深刻になることが予想されます。一方、介護予防や一人ひとりの健康づくりを進めることにより、「生涯現役」の元気な高齢者が増え、高齢者が地域社会の主役となる「豊かな高齢社会」の到来が期待されます。

二つ目の切り口は人口の流動化です。

横浜市の総人口は2019年をピークに減少に転じると見込まれています。市内の南部地域においてはすでに人口減少が始まっていますが、中区は企業が集積し横浜市の中心という地の利の良さもあり、ここ数年は横ばいから微増の状況です。ただし区内への転入という人の動きをみると、年間でおよそ区の総人口の4.6%の人が動き、横浜市平均の3.5%を超えて、人口の流動が大きい区ということが出来ます。

また、中区の借家率は約46%で横浜市平均の38%を超えており、このことも人口の流動とあいまって定住率の低さを形成する要因のひとつといえるでしょう。定住率の低さは地域コミュニティ形成の難しさや、地域活動の担い手不足、地域文化の継承の困難さという課題を生みますが、一方で比較的若い世代や子育て世代の流入が期待できます。また、横浜の文化ともいえる「新しいものを受け入れる」という姿勢が、高い人口流動率を強みに転化する可能性も示唆しています。

三つ目の切り口は多様化する家族形態やライフスタイルです。

家族形態やライフスタイルの多様化は、古い慣習から解き放たれた個人がその持っている能力を如何なく発揮し社会の活性化につながる可能性がある反面、既存の価値観を重んじる共同体の中で摩擦が生じたり、その結果として孤立化を招くということにもつながりかねません。また現在の様々な社会システムが一定の家族形態・家族規模を想定した制度設計になっているため、新しい生き方は一部のシステムの機能不全を起こすことも考えられます。

今後高齢者や単身者、外国人など様々な家族形態や多様なライフスタイルが増えていく中では、モデルとなってきた「標準形」からさらに個人に着目した支援の視点が必要となり、これまでも増して地域や生活圏域に密着したきめ細かい取組となります。一方、支援の多様化が進むほど、支援に関わることができる人が増えていくという考え方ができます。「多様化」は、それぞれの強みを活かしていろいろな場面で様々な支援を行い得る可能性を示唆しています。

三つの切り口に共通しているものは「人材（担い手）の不足」と「つながりの希薄」です。

多様化した課題を認識するためには、課題に「気づく」地域の網の目＝つながりやネットワークが大切になります。また、きめ細かく対応していくためには、既存の支援者や機関にとどまらない多様な人材が必要となります。

これらを受け、中なかいいネ！第3期計画の基本理念は、中区がめざす社会の姿を次のような言葉で表現しました。

お互い支えあい、助けあいながら、誰もが安心して暮らせるまち、  
“中なかいいネ！”の声がとびかう  
元気と魅力にあふれるまち・中区をつくろう！

もとより、これは地域福祉保健計画そのものの理念でもありますが、誰もが迎える「若い」、あるいは病気など様々な困難の中で、排除されず、孤立しない、人の支えがあり、助けがあり、つながりがあることで安心してその人らしく暮らせるまちを表しています。

かつて、隣近所で味噌や醤油を貸し借りし、うちの子もよその子もなく一緒に食卓を囲んでいた時代がありました。決して裕福ではなかったけれども、そこには少なくとも「地域のつながり」という安心感と豊かさが存在しており、人は支えられながら生きていく存在であることを人々が認識していました。街並みがきれいに整ったとしても、つながりを感じられず、気持ちのうえで「居場所のない人たち」が増えたとしたら、それは誰にとってもやさしいまちとは言えなくなってしまいます。「帰る場所」や「迎えてくれる人」「ほっとする空間」などのまちをかたちづくる要素がつながりや次代の担い手を生み出すものと考えられます。

また、基本理念の言葉は、まちを構成するすべての人は何らかのかたちで地域とつながっているという考え方を基本としています。家庭や学校、趣味のサークル、企業など個人が属する集団はさまざまであり重層化していますが、その根底には交流や参加といった個人と社会との「関係性」があります。「関係性」を成立させるためには、お互いに属する集団の一員として認め合うこと、つまり「相互承認」が必要です。

「孤立」や「無縁化」、「社会的排除」を招かない地域社会形成を目指します。

さらに中区には、企業や多くの来訪者、外国人など多様な人々の存在があります。企業や商店の集積は多くの人を呼び込み、自分たちのまちをきれいにしようという気持ちを生みます。また、より多くの人に来てもらうために自分たちのまちの魅力をもっと高めようという活動や商店街の繁栄につながります。歴史的な街並みや多くの外国人が作り出す雰囲気は観光資源としても価値を備えています。「元氣と魅力にあふれるまち」のゆえんです。

基本理念の説明の最後にあたり“中なかいいネ！”の声がとびかう、エピソードを紹介します。

小学校の近くで登校する子どもたちを見守る高齢の男性の話です。

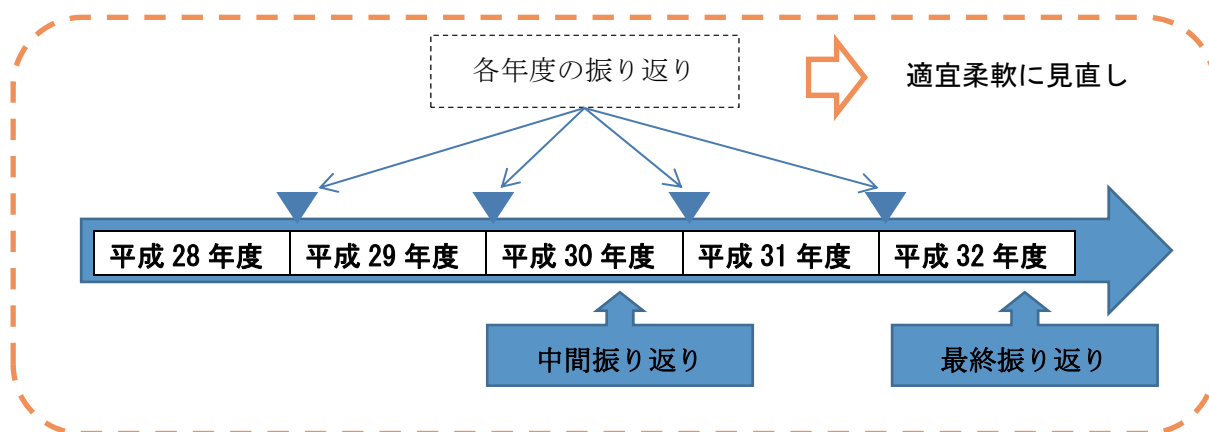
男性は毎朝、子どもたちが交通事故に遭わないように見守りながら「おはよう！」と声をかけていました。元氣よくあいさつを返してくれる子どももいましたが、そのまま素通りしてしまう子も多かったそうです。ある日男性は体調を崩し、入院することになりました。しばらくして退院し、自宅で療養していると、男性のもとに子どもたちから手紙が届いたので。内容は男性の容態を気遣うもので、「早く元氣になってください」という子どもたちの言葉が書かれていました。

「自分は子どもたちを見守っていたつもりだったが、実は子どもたちから見守られていたのかもしれない」男性はそう思ったそうです。

## 2 計画期間

この計画の取組は、平成 28～32 年度までの 5 か年間とします。

ただし、中なかいいネ！の取組には、比較的短期間で目標を達成できるもの、5 年間の期間を丸々要するもの、さらには計画期間内には完結できないものなど、様々なものがあります。そこで、計画期間内には、毎年度振り返りを行うとともに、計画の進捗状況や、中区を取り巻く社会状況の変化等をふまえ、適宜必要な見直しを柔軟に行いながら計画を進化させ、推進していきます。



### 3 計画の構成 ～ 「区全域計画」と「地区別計画」

#### (1) 計画の構成

中なかいいネ！（中区地域福祉保健計画）第3期計画は、区全域計画と13の地区別計画とから構成します。

- 区全域計画…区域全体の共通課題及び地域では解決することが困難な課題、地域単位では取り組みにくい課題に対する取組をまとめたもの
- 地区別計画…地域が主体となり、めざすべきまちの姿や地域の様々な課題に対する取組をまとめたもの

#### (2) 区全域計画の位置づけ

区全域計画の位置づけとしては、

- ①区域全体の共通課題及び地域では解決することが困難な課題・地域単位では取り組みにくい課題に対する取組指針
  - ②地区別計画に対する支援計画
  - ③区役所各課及び区社会福祉協議会、各地域ケアプラザの様々な事業を見渡し、区全体で取り組む計画
- のように整理することができます。

**区全域計画は、  
地区別計画を支えます！**

詳しくは、第3章もお読みください。



## 4 策定に係る区民参画の仕組み

### (1) 区全域計画の策定・推進 ～中なかいいネ！推進会議

この計画は、「中なかいいネ！推進会議」において協議し、策定に向けた検討を進めてきました。この会議は、協働の理念に基づいて、各地区や関係機関・団体の代表によって構成された計画の策定・推進母体であり、区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザの代表も会議の一員として参加しています。

また、26年度には、中区で活動している団体・人・施設等に「活動を通しての課題・今後取り組んでいきたいこと」などについて聞く、「グループインタビュー」を協働で実施しました。

- 実施期間 : 平成26年8月～平成27年1月
- 実施回数 : 12回
- 参加団体数 : 41団体  
(分野：子育て・青少年・高齢者・健康づくり・障害児者・外国人 等)
- 参加者数 : 延べ101人

### (2) 地区別計画の策定・推進 ～地区別計画推進会議

地区別計画の策定にあたっては、第2期計画を推進した「地区別計画推進会議」(地区によって、構成メンバーや会議の名称はそれぞれです。)を、各地区の住民が検討する場としました。自治会町内会役員や民生・児童委員、保健活動推進員、青少年指導員、スポーツ推進委員などの委嘱委員をはじめ、NPO団体の方、福祉施設の職員、福祉保健活動に取り組んでいる地域のボランティアなどが、各地区の現状(地区の良いところ、もっと良くしたいところ)などを話し合った上で、今後5年間の取組について議論しました。

さらに、より広い地区住民の参加を得るため、例えば第1北部地区では検討の参考に住民アンケートを実施しました。また、本牧・根岸地区では、地区内の自治会町内会・企業・福祉事業所・学校等の施設に対して、どのように地域活動にかかわっていけるのかを聞くアンケートを実施しました。石川打越地区ではテーマごとに分科会を開催して、より深い議論ができるように配慮しました。このように、地域の実情に合った進め方で様々な工夫を図りながら議論をしてきました。

また、中区では、住民参加と協働による地域づくりに向けて、地区連合町内会のエリアを単位に、地域で活動する様々な団体が“横つながり”で連携・協力して、主体的かつ継続的に地域課題の解決に取り組む「元気な地域づくり推進協議会」を設立し、活動する取組を進めています。自治会町内会をはじめ、スポーツ推進委員、青少年指導員、民生・児童委員、保健活動推進員、地区社会福祉協議会、地域ケアプラザ、商店会など、地域の様々な団体が情報を共有し、連携、協力して課題解決に向けて取り組む仕組みです。28年3月末現在、第1北部地区、石川打越地区、第2地区、第4地区南部、第4地区北部、本牧・根岸地区、新本牧地区、第3地区の8つの地区で協議会が設立され、地域交流、商店街活性化、認知症予防、ウォーキング、花いっぱい運動、イベントカレンダー等の地域に応じた様々な取組を進めています。第4地区南部や新本牧地区のように、第3期計画の策定にあたって、「元気な地域づくり推進協議会」を活用して、地区別計画の検討を行った地区もあります。

住民主体による地域課題の解決に取り組む「元気な地域づくり推進協議会」の活動は、地域の人々がお互いに支えあい助けあいながら、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるまちづくりをめざしており、「中なかいいネ！（中区地域福祉保健計画）」と目指すところは同じです。

これからも、計画の策定・推進を通して、住民参加と協働による地域づくりをより一層進めていきます。

### （３）策定・推進のための事務局機能

中なかいいネ！（中区地域福祉保健計画）は、区の「地域福祉保健計画」と区社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を一体的に策定・推進するものであることから、区と区社会福祉協議会を中心に、地域ケアプラザも関わり、互いの強みを活かしながら事務局を共同で担うことで地域における活動の支援を行います。

具体的には、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザにより構成する地域支援チームを設置し、住民とともに協働で計画の策定・推進を行う体制や仕組みをつくりました。その中で、区は、区域の福祉保健全体を俯瞰しつつ環境整備を進める役割を持ち、区役所各課が役割を分担し、個別支援と地域支援の両面を視野に総合的に地域福祉保健計画を進める役割を担います。

区社会福祉協議会は、地域の様々な福祉保健関係者を会員とした組織であり、民間の福祉保健活動を組織化し、連絡調整を行う役割を持ちます。地域の生活課題の把握と解決の仕組みづくりを進めていく地域福祉の推進役として法的にも位置付けられています（社会福祉法第109条）。

こうした役割をふまえて、

- 区社会福祉協議会の組織力を活かす
- 地区社会福祉協議会との強いつながりを活かす
- 区社会福祉協議会の事業や仕組みを活用する
- 区社会福祉協議会の地域福祉推進の専門性を活かす

などの強みを発揮し、高い公共性を持ちつつも民間組織であることを活かし、新たなサービスの創設も含めて、迅速にかつ柔軟に地域の支援に取り組んでいきます。

#### ○ 社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより**地域福祉の推進を図ることを目的とする団体**であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより**地域福祉の推進を図ることを目的とする団体**であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

（第3項以下 省略）

\* 第109条の「市町村社会福祉協議会」と「地区社会福祉協議会」は、横浜市では、それぞれ「横浜市社会福祉協議会」と「区社会福祉協議会」のことです。



## 区社会福祉協議会と地区社会福祉協議会

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を図ることを目的に設置されている民間団体です。誰もが住み慣れた地域で暮らしたい、そんな思いを住民の皆さんとともに実現するために様々な活動をしています。

社協が設置されたのは、第2次世界大戦後の混乱期、昭和26年の「社会福祉事業法」施行がその始まりです。当初、全国、都道府県で始まった社協は、各市区町村を単位として設置され、その後、社会福祉法人格をもち、営利を目的としない民間組織として、地域の福祉を進めてきました。横浜市では、横浜市社協と市内10区の区社協でスタートしましたが、平成7年からは18区となりすべてが社会福祉法人を取得しています。

社協は、地域住民や社会福祉団体・者、保健・医療・教育関係者などから構成された会員組織で、この組織力を活かしながら、区役所、地域ケアプラザなどとともに地域福祉を推進しています。そして、民間組織としての「自主性」と、住民や社会福祉関係者等に広く支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持つ団体です。

中区社協では、区内13の地区社協活動の支援、ボランティア・市民活動団体への助成をはじめ、ボランティアセンターを設置し、支援を必要な人と支援したいという人との調整や、ボランティア活動や福祉教育活動を通じた、新たな担い手の育成を行ってきています。

最近では、課題を抱える住民一人ひとりへの支援がこれまで以上に求められてきていることから、高齢や障害により金銭出納などができない人への自立支援事業や低所得のための資金の貸付事業を通じた生活困窮者への支援などの新たな取組もしています。

更に今後は、既存の制度やサービスでは対応が難しい課題に対しても、区役所、地域ケアプラザと連携しながら新たなサービスや仕組みの開発も含め、解決に向けた取組が期待されています。

### 地区社会福祉協議会（13の地区）

- 最も身近な「地域福祉の推進役」（見守り・予防等）
- 構成メンバー 自治会町内会、民生・児童委員、福祉施設・団体、福祉保健・医療機関、ボランティアなど

### 地区社会福祉協議会の事業

- ①子育て・高齢者サロン  
子育て中の親子や高齢者が仲間づくりやレクリエーションを楽しむ場
- ②高齢者食事サービス・配食サービス  
高齢者等に定期的に食事を提供する事業
- ③ボランティア講座、福祉講座の開催
- ④広報紙やイベントカレンダーの発行

- ⑤ひとり暮らし高齢者バス旅行
- ⑥ハイキングや歩け歩け大会
- ⑦もちつき大会やバーベキュー大会
- ⑧運動会

## 区社会福祉協議会

- 市民に身近な「地域福祉の推進役」（中核的役割）
- 構成メンバー（会員） 自治会町内会、民生・児童委員、福祉施設・団体、福祉保健・医療機関、ボランティアなど

## 区社会福祉協議会の事業

- ①地域福祉保健計画の策定・推進
  - ・区役所、地域ケアプラザと連携した地区別計画推進会議等への支援
  - ・中区いいところ撮り（中区のいいところ投稿サイト）
- ②住民の主体的活動への支援
  - ・地区社会福祉協議会の支援（13地区）
  - ・地域福祉保健活動への助成・支援
  - ・ふれあい助成金（26年度は116団体に総額860万円の助成）
  - ・高齢者食事サービス団体連絡会の支援
- ③福祉教育の推進
  - ・小中学校の児童生徒を対象として、車いすの体験や視覚障害の疑似体験など
  - ・車いす、点字器、白杖、アイマスクなどの貸出
- ④ボランティアセンターの運営
  - ・ボランティア相談・調整
  - ・ボランティア養成講座・研修の開催
  - ・ボランティア情報紙の発行
  - ・ボランティア保険等の加入
  - ・善意銀行の運営（寄付金品の受入れと配分）
- ⑤あんしんセンターの運営
  - ・金銭・財産管理等に不安のある高齢者、障害者、生活保護受給者への支援
- ⑥移動情報センター
  - ・障害者の移動に関する相談窓口
- ⑦送迎サービス事業
  - ・バスや電車などによる移動が難しい高齢者や障害者への車（車いすのまま乗車可能）による送迎サービス（2キロまでは300円）
- ⑧生活福祉資金の貸付
  - ・低所得者、障害者、高齢世帯へ低金利で貸付（引越し費用、高校・大学の授業料等の貸付）
- ⑨福祉団体の事務局
  - ・共同募金会、日赤、保護司会、更生保護女性会、遺族会、安全安心推進協会の事務局

また、地域ケアプラザは、身近な地域での福祉保健活動の拠点施設として様々な機能を併せ持つ、横浜市独自の施設です。介護保険法に基づく地域包括支援センターの機能やデイサービス、居宅介護支援といった介護保険サービスの機能のほか、相談・地域活動・交流機能などを有し、地域支援の中核的な役割を担います。こうした役割をふまえて、

○地域住民の声を地域福祉保健計画に反映させるための提案

○個別支援から見えてきた地域課題の提案

などの面で強みを発揮し、地区別計画の策定・推進において中心的な役割を果たすとともに、区全域計画に対しても大きな力を発揮します。

### <参考：中区内の6か所の地域ケアプラザ>

地域ケアプラザ	開所年月	地域包括機能及び地域活動交流機能の担当地区
新山下地域ケアプラザ	平成4年5月	第2地区、第4地区北部
不老町地域ケアプラザ	平成8年7月	第1北部地区、第1地区中部、関内地区、埋地地区、石川打越地区
麦田地域ケアプラザ	平成12年5月	第3地区
本牧原地域ケアプラザ	平成12年10月	第4地区南部、本牧・根岸地区の一部、新本牧地区の一部
簗沢地域ケアプラザ	平成14年12月	第6地区
本牧和田地域ケアプラザ	平成16年1月	本牧・根岸地区の一部、新本牧地区の一部

### <各機関の強みを活かした事務局機能の役割分担>

	区	区社会福祉協議会	地域ケアプラザ
計画全体に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画策定・推進に係る予算の調整</li> <li>○統計データの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉推進の専門性を活かした研修企画へのノウハウの提供</li> <li>○インフォーマルサービスの把握、情報提供</li> <li>○会員組織を通じた計画への関わりの調整</li> <li>○計画策定・推進に係る予算の調整</li> </ul>	(所長会代表) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ケアプラザ内の部門間の調整</li> <li>○地域住民に近い視点での助言</li> </ul>
区全域計画策定・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区域の課題に関するデータ収集・分析、課題の整理</li> <li>○区づくり推進費等予算を活用した計画推進のツールづくり</li> <li>○地域施設の連携に向けた調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふれあい助成金等、助成金制度を活用した活動支援</li> <li>○区社会福祉協議会が支援する地域の活動を通じた地域課題の把握</li> <li>○区社会福祉協議会事業(ボランティアセンター、あんしんセンター等)を通じた課題の把握</li> </ul>	(所長会代表) <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域課題のうち区域で取り組むべき課題の提案</li> <li>○区域の課題に対するケアプラザの連携による取組の検討、事業実施(共通事業の検討など)</li> </ul>
地区別計画策定・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区連会、区民児協、委嘱委員会等での調整、情報共有</li> <li>○区づくり推進費等予算を活用した計画推進のツールづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区社会福祉協議会が力を発揮できるための支援</li> <li>○地区社協分科会での調整、情報共有、周知啓発</li> <li>○他地区事例の把握と提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域情報の提案、課題の提案</li> <li>○コーディネート機能の活用</li> <li>○相談支援機能を活かした地域ニーズの把握</li> </ul>

(出典) 第3期区地域福祉保健計画策定・推進指針

## 5 関連する他の計画等との関係

### (1) 横浜市基本構想（長期ビジョン）・中期4か年計画との関係

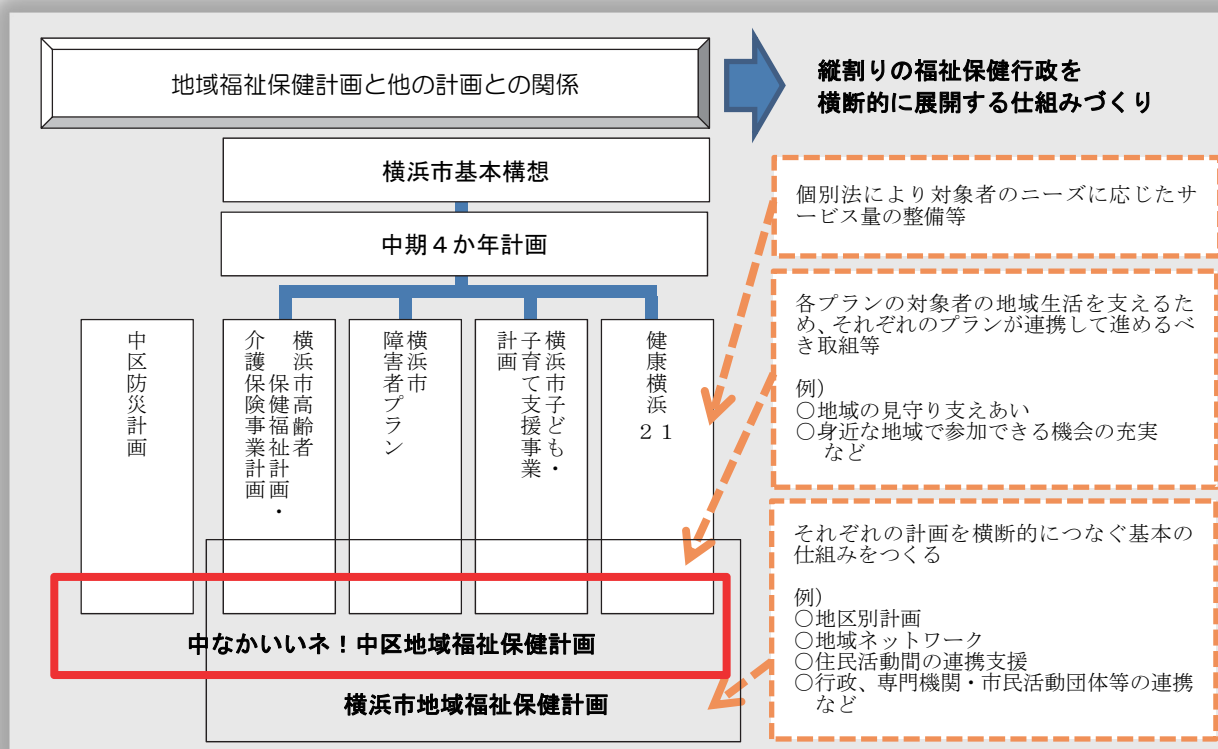
横浜市では、平成18年6月に横浜市の20年（概ね2025年頃）を展望した姿勢の根本となる指針として「横浜市基本構想」（長期ビジョン）をまとめ、基本構想の実現に向けた実施計画として「中期4か年計画」を策定しています。26年度に策定した「中期4か年計画」では、「誰もが安心と希望を実感でき、『人も企業も輝く横浜』」を基本理念とし、基本政策2「市民生活の安心・充実」の中で、「地域包括ケアシステムの実現」及び「参加と協働による地域自治の支援」を掲げ、具現化する取組の一つとして地域福祉保健計画を位置付けています。

### (2) 対象者別・分野別計画との関係

横浜市には、それぞれの法律を根拠とする福祉保健の分野別計画として、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法、介護保険法）、横浜市障害者プラン（障害者基本法、障害者総合支援法）、横浜市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）、健康横浜21（健康増進法）があります。また、中区独自の計画として、中区防災計画があります。

地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害者、こども等の対象者や、保健の視点等に関する分野別計画に共通する理念、方針、地域の取組の推進方向などを明示し、各対象者全体の地域生活の充実を図ることをめざしています。

また、住民、事業者、行政が協働する基本的なことがらを横断的に定めることで、地域における展開を総括する役割を果たします。さらに、分野別計画で提示されている対象者の地域生活を支えるための事業や支援について、地域福祉保健計画で住民と協働で取り組んでいきます。各分野別計画においても、対象者の地域生活を支えるための事業や地域活動の支援に取り組み、地域福祉計画と相互に取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。



<福祉保健の対象者別・分野別計画（抜粋）>

第6期  
横浜市高齢者  
保健福祉計画・  
介護保険事業計画

（よこはま地域  
包括ケア計画）

平成27～29年度

**基本目標**  
生涯現役社会の実現に向けた高齢者の活躍できる地域づくりと、住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営むことができる横浜型地域包括ケアシステムの展開

**基本的な方向**

I 健康で生き生きと活躍するために  
健康づくり・介護予防の取組推進、生きがいくくり・地域活動の支援

II 地域で安心して暮らし続けるために  
○在宅医療・介護の連携強化とサービスの充実  
○認知症施策の推進  
○生活支援サービスの充実

III 安定した生活の場を確保するために  
施設・住まいの整備、相談窓口の整備

**施策推進の視点**  
地域包括ケア実現のために  
○地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり  
○介護人材の確保及び資質の向上  
○介護者に対する支援の充実  
○市民にわかりやすい情報の公表と発信  
○介護サービスの適正な量の提供及び質の確保

第3期  
横浜市障害者  
プラン

平成27～32年度

**基本目標**  
自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で「安心」して「学び」「育ち」暮らししていくことができるまち ヨコハマ を目指す

**5つのテーマ**

テーマ1 出会う・つながる・助け合う  
テーマ2 住む、そして暮らす  
テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす  
テーマ4 いきる力を学び・育む  
テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

子ども・子育て  
支援事業計画

平成27～31年度

**目指すべき姿**  
未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

**計画推進のための基本的な視点**

① 「子ども・青少年にとって」の視点での支援  
② 全ての子ども・青少年の支援  
③ それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切にす一貫した支援  
④ 子どもの内在する力を引き出す支援  
⑤ 家庭の子育て力を高めるための支援  
⑥ 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

第2期  
健康横浜21

平成25～34年度

**基本理念**  
すべての市民を対象に、乳幼児期から高齢期まで継続して生活習慣の改善や、生活習慣病の重症化予防を行うことで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることのできる市民を増やします。

**基本目標**  
10年間にわたり健康寿命を延ばします。

**取組テーマ**

取組テーマ① 生活習慣の改善  
健康増進の基本である「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の5つの分野から、生活習慣の改善にアプローチします。

取組テーマ② 生活習慣病の重症化予防  
がん検診、特定健診の普及を進めます。

**第2期計画を推進する視点**

(1) ライフステージに合わせた取組  
(2) 「きっかけづくり」と「継続支援」を目指した取組  
(3) 区の特性を踏まえ、さまざまな関係機関・団体と連携した取組

## 6 地域福祉活動計画との融合

### (1) 地域福祉活動計画

社会福祉協議会では、昭和58年の市区町村社協法制化を受けて、全国社会福祉協議会より社協基盤強化のための「市区町村社協強化計画」が策定され、翌年には社協活動の新たな活動スタイルの開発をめざした「地域福祉計画」策定指針が発表されました。この「地域福祉計画」は、社会福祉法の前身である社会福祉事業法第74条の規定に基づき、地域福祉を推進するために、地域福祉活動を行う地域住民やボランティア団体、NPO、社会福祉施設・機関等が社会福祉協議会と協働して取り組む民間分野の実践的活動・行動計画として、徐々に策定が始まりました。

その後、国の高齢者保健福祉推進10ヶ年戦略（ゴールドプラン）の登場もあって、平成4年に全国社会福祉協議会がまとめた「地域福祉活動計画策定の手引き」では、行政が策定するものを「地域福祉計画」、社協が中心となり、住民等の活動・行動を計画したものの名称を「地域福祉活動計画」と変更し策定が進みました。

横浜市でもこの動きを受けて、市内16区で地域福祉活動計画の策定に取り組み始めました。中区社会福祉協議会では、平成7年に第1期地域福祉活動計画～みんなでつくろう福祉ワールド～（基本計画10年）をまとめ、「だれもが住みよく、生き生き暮らせるまちをみんなで協力しあい、造りあげていく」という基本理念と3つの基本目標のもと、翌8年度から5年の実施計画期間を定めました。その後も第2期実施計画（13～17年度）を策定・推進し、18～22年度の第3期実施計画からは第1期の中区地域福祉保健計画と一体的に策定・推進しています。

#### 地域福祉活動計画の策定

第1期 平成8～12年度、 第2期 平成13～17年度、 第3期 平成18～22年度

### (2) 両計画の融合

地域福祉活動計画も地域福祉保健計画（地域福祉計画）いずれも地域福祉保健を推進するための計画であり、相互に補完し、連携・役割分担し総合的に推進することで一層効果を発揮できるものです。また、地域住民にとっては地域福祉を進める計画が複数あることによる混乱も考えられることから、中区においては第1期より一体的に策定・推進することとしました。また、第2期計画からは、単に「一体的に策定」するのみでなく、両計画が「融合」し、区と社会福祉協議会がそれぞれの強みを活かした役割分担のもとで地域支援を進めるための計画として、様々な地域での活動を支える取組を進めています。